

ROOV walk サービス利用約款

第1条（適用）

1. 本 ROOV walk サービス利用約款（以下「**本約款**」といいます。）は、貴社が別途指定する建物（以下「**対象建物**」といいます。）について株式会社スタイルポート（以下「**当社**」といいます。）が提供する ROOV walk サービス（以下「**本サービス**」といいます。）及びその利用に関して貴社と当社の間で締結される利用契約（以下「**利用契約**」といいます。）における権利義務関係を定めることを目的とし、貴社と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。なお、「**本サービス**」とは、住宅に関する 3DCG モデルの作成、及び本件画像データ（後に定義します）を利用した対象建物室内への仮想入室等を提供するサービスをいいます。
2. 利用契約は、貴社が必要事項を記入し捺印後の ROOV walk 利用申込書（以下「**利用申込書**」といいます。）を当社へ提出し、当社が承諾した時に成立するものとします。

第2条（本サービスの提供）

1. 当社は、貴社に対し、対象建物について、当該建物の設計図等データ（後に定義します。）を基に制作した（以下この制作する業務を「**制作業務**」といいます。）、当社が事前に通知し、貴社が選択した機能を有する当該建物の 3DCG 画像データ（以下「**本件画像データ**」といいます。）を使用した本サービスを提供します。
2. 本件画像データの納期は、両者で協議の上決定します。但し、データ提供者（後に定義します。）の対応の遅れ、大量の発注などにより、当該期間内の納品が難しいと判断される場合には、別途当社から貴社にご連絡し、納品までの期間を別途協議するものとします。
3. 当社の提供する本件画像データの制作に関しては、当社が事前に通知する制作基準（以下「**制作基準**」といいます。）を満たすものとします。

第3条（設計図等データの提供）

1. 各対象建物に係る利用契約が成立した場合、当社は遅滞なく本件画像データを制作するにあたって必要となる対象建物の設計図等のデータ（以下「**設計図等データ**」といいます。）を指定します。貴社は、かかる指定に基づいた設計図等データを貴社又は貴社が指定する第三者（以下「**データ提供者**」といいます。）から当社にご提供頂くものとします。
2. 当社は、データ提供者から設計図等データの提供を受けることを条件（但し、設計図等データが不足する場合には、十分な設計図等データの提供があるまでは当該条件を充足しないものとします。）として制作業務に着手するものとし、本件画像データの納

品の遅延がデータ提供者の設計図等データの提供の遅延に起因する場合、当社はかかる遅延について一切の責任を負わないものとします。

3. 設計図等データの著作権はデータ提供者に帰属するものとし、当社は設計図等データを本件画像データの作成のみに使用します。
4. 当社は、本件画像データの制作後、データ提供者から請求があった場合にはその設計図等データを速やかに消去するものとします。
5. データ提供者は、本件画像データを当該本件画像データに係る対象建物の所有者及び入居者の依頼に基づき当社が提供する他のサービスに利用することを承諾したものとみなします。

第4条（情報提供）

貴社は、当社からの合理的な範囲での求めに応じて、当社に対し、本件画像データを制作するにあたって必要となる対象建物に関する資料・情報を速やかに提供するものとします。

第5条（本件画像データの検査）

1. 当社は、本件画像データの制作後、当該本件画像データを当社のサーバーにアップロードし（以下「初稿提出」といいます。）、貴社に対し、当該本件画像データにアクセス可能な URL（以下「**本 URL**」といいます。）の通知を行います。
2. 初稿提出の通知があったときは、貴社は、当該通知があった日から利用申込書記載の期間（以下「**検査期間**」といいます。）に本件画像データに、当該本件画像データの制作に関して当社が提供を受けた設計図等データの範囲において制作基準に適合しない不備（以下本条において単に「不備」といいます。）があるかの検査を行うものとし、不備がない場合はその旨当社に通知（以下「**合格通知**」といいます。）するものとします。不備が見つかった場合、当社は貴社から本件画像データの修正を求める書面又は電子的方法による通知（以下この通知を「**修正要望通知**」といいます。）を受けた日から合理的な期間内に本件画像データの修正（以下修正した本件画像データを「**修正データ**」といいます。）を行い、改めて本 URL に通知するものとします。
3. 前項の期間内に、貴社から合格通知及び修正要望通知のいずれも受領しないときは、検査期間満了日に合格通知があったものとみなします。
4. 貴社から当社へ合格通知を行ったこと、前項に基づき合格通知があったものとみなされること、又は当社が貴社に修正データに係る本 URL の通知を行ったことをもって、本件画像データの制作を完了したものとします。

第6条（R00V システム等の権利及びライセンス）

1. 本サービスに係るシステム（本件画像データを含むがこれに限りません。以下「**本システム**」といいます。）の所有権、知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利並びにノウハウ及び営業秘密を含むがこれに限りません。以下同じ。）その他一切の権利は、当社に帰属するものとします。

2. 当社は、貴社に対して、以下に定める条件にて、本システムに関する非独占的及び譲渡不可の使用権（以下「**本件ライセンス**」といいます。）を許諾します。
 - (1) 貴社は、ウェブサイト上に、本URLを表示し、自ら又は第三者をして、本URLに基づき当社のサーバーにアクセスすることによってのみ、本システムを使用できるものとします。
 - (2) 貴社は、本システムを、対象建物の売買及び賃貸借にかかる広告、宣伝、紹介又は案内する目的でのみ用いることができるものとします。
 - (3) 貴社は、本システムを、当社の書面による承諾なく複製及び改変することができないものとします。
 - (4) 貴社は、利用契約が終了した場合には、本件画像データを当社の指示に従って取り扱うものとします。

第7条（担当者の情報）

1. 貴社は、本サービスを利用する際に、当社が定める貴社担当者に関する情報（当社が提供する本サービス内におけるユーザーとして特定、認証するための情報。以下「**担当者情報**」といいます。）を提供するものとします。貴社は、当社が把握する担当者情報が常に正確で最新のものであるように努め、変更があった場合には速やかに当社に対してその旨通知するものとします。
2. 貴社は、貴社担当者に付与された本サービスにアクセスするためのユーザーID 及びパスワードを適切に管理及び保管するものとし、これを当該ユーザーID で登録された貴社担当者以外の者に利用させ、又は貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 貴社は、貴社担当者のユーザーID やパスワードの第三者への漏えい、又は第三者による本サービスの不正な使用に気付いた場合は、速やかに当社へ連絡し、当該ユーザーID の取り扱いについて当社の指示に従うものとします。
4. ユーザーID やパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は貴社が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第8条（顧客の個人情報の管理）

1. 当社は、貴社の選択に応じて、本サービスの一部として、貴社の顧客に関する個人情報（以下「**顧客情報**」といいます。）を管理し、貴社の顧客に対し、本サービスによる本件画像データの閲覧を自ら行うことができるサービスに招待するためのツールを提供するとともに、貴社の顧客の当該サービスの利用状況等の行動分析の結果を提供するサービス（以下「**顧客情報関連サービス**」といいます。）を提供します。
2. 貴社の顧客情報関連サービスの利用によって、当社は貴社の顧客情報の取扱いの委託を受け、顧客情報の管理のために必要かつ適切な措置を講じます。当社は、別途貴社の顧客の同意を得た場合を除き、貴社による顧客情報関連サービスの利用以外の目的で顧客情報を利用しません。
3. 貴社は、自らの責任において、各顧客情報を顧客情報関連サービスで適法に利用する

ために必要な措置を講じるものとします。

第9条（対価）

1. 貴社は、当社に対して、本サービスの対価として、利用申込書記載の以下の利用料金を当社が指定する支払方法により支払うものとします。
 - (1) 基本料金
 - (2) 月額利用料又は期間利用料
2. 月額利用料を選択した場合、貴社は、利用開始月及び利用終了月の月額利用料について、本件画像データの利用開始日及び利用終了日を問わず、1か月分全額の月額利用料を支払うものとします。
3. 利用契約成立後は、利用契約の終了時期にかかわらず、貴社は、基本料金の支払義務を免れないものとします。
4. 利用契約の終了時点において、利用期間の残存期間があったとしても、当社は期間利用料を一切返還しません。
5. 貴社が利用料金の支払いを遅滞した場合、貴社は年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第10条（サービスの変更、一時停止及び終了）

当社は、本サービスの内容を変更（但し、重要でない変更を除きます。）する場合及び本サービスの提供を一時的に停止又は終了する場合は、貴社に対し、30日以上前に、当社が適当と判断する方法により通知するものとします。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第11条（地位の譲渡等）

1. 貴社は、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、利用契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を、第三者に譲渡し又は担保として提供してはならないものとします。
2. 当社は、制作業務の適切な遂行に必要な場合には、第三者に制作業務の一部又は全部を再委託することができるものとします。

第12条（秘密保持）

1. 貴社及び当社は、利用契約の履行の過程で相手方から秘密である旨の表示がなされた上で開示を受けた相手方の営業上、技術上その他一切の情報であって、他に漏洩されれば相手方の損失となる一切の情報（以下「**秘密情報**」といいます。）について、これを善良なる管理者の注意義務をもって厳密に保持し、利用契約の履行に必要な目的以外に使用してはならず、また、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者（第11条第2項に基づく再委託先を除きます。）に開示又は漏洩してはならないものとします。本条に基づく秘密保持義務は、利用契約終了から1年間存続するものとします。

2. 利用契約が終了した場合、又は前項の秘密情報の開示当事者（以下「開示者」といいます。）が請求した場合、同秘密情報の受領当事者（以下「受領者」といいます。）は直ちに、開示者の指示に従い秘密情報（複写、複製物を含みます。以下同じ。）を消去又は破棄し、以後、秘密情報を使用してはならないものとします。
3. 第1項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しないものとします。
 - (1) 開示者が秘密情報を開示した時点で既に公知であったもの
 - (2) 開示者が秘密情報を開示した後に受領者の責によらないで公知となったもの
 - (3) 開示者が秘密情報を開示した時点で既に受領者が秘密保持義務を負わずに所有していたもの
 - (4) 開示者に対して秘密保持義務を負っていない情報源から受領者が秘密保持義務を負わずに入手したもの
 - (5) 開示者から開示を受けた情報によらずに受領者が独自に創造又は開発したもの
4. 本条第1項にもかかわらず、受領者は、利用契約を締結又は履行するために受領者が必要と認めた範囲で、受領者の従業員又は弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う者に対して、開示者の承諾なく秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合でも、受領者は、秘密情報を開示する相手方に本条の秘密保持義務を遵守させるものとします。なお、受領者は、秘密情報の開示先が当該秘密保持義務に違反した場合には、当該開示先と連帯して責任を負うものとします。
5. 受領者は、開示が法令等により要求される場合、政府当局若しくは規制当局又は金融商品取引所から要求若しくは要請された場合、又は裁判所若しくは行政当局の命令若しくは決定に基づく場合には、開示者の承諾なく、秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合でも、受領者は、開示者に対して、法令上許容される範囲内で、書面で、開示を行うべき旨、開示先の名称、及び開示する秘密情報を通知するものとします。

第13条（第三者との間の紛争の処理）

第三者との間で、貴社若しくはデータ提供者の指示に起因し、又は貴社の不適切な使用方法による本件画像データの使用その他貴社の責めに帰すべき事由に起因して、第三者の権利の侵害に係る紛争が発生し、又は発生するおそれがある場合は、貴社は、自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、万が一、当社が当該紛争に巻き込まれ、当社に損害が発生した場合には、当社に発生した相当因果関係の範囲内の損害（合理的な弁護士費用を含みます。以下同じ。）を賠償するものとします。貴社は、第三者から権利侵害のクレームを受けたときは、当社に対し、直ちにその内容を通知するものとします。

第14条（免責）

1. 当社は、天災地変、戦争、内乱、暴動等の不可抗力その他以下の各号の事由を理由と

する利用契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、責任を負わないものとします。

- (1) 第一種電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して本サービスの利用が不能になった場合
 - (2) 火災、地震、噴火、洪水、津波などの天災により、当社のサーバーの使用が困難な場合
 - (3) 戦争、変乱、暴動、争乱により当社のサーバーの使用ができなくなった場合
 - (4) 第三者による当社のサーバーの破壊や妨害行為などにより運営ができなくなった場合
 - (5) 本サービスの内容を変更する場合
 - (6) 本サービスの提供を一時的に停止又は終了する場合
2. 当社は、貴社のサーバーの故障その他当社の責めに帰さない事由によって、本 URL から本件画像データにアクセスできなくなった場合であっても、責任を負わないものとします。

第 15 条（損害賠償）

1. 貴社及び当社は、利用契約の違反によって相手方に生じた相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。
2. 利用契約に関連して当社が貴社に対して負う損害賠償責任は、故意又は重過失による場合を除き、当該損害の原因となった本サービスに係る利用契約に基づき貴社が当社に支払済みの対価の額を上限とします。

第 16 条（法令遵守・反社会的勢力の排除）

1. 貴社は、本サービスの利用に関して、国内外の関連諸法令を遵守するものとします。
2. 貴社は、自ら、自らの役員、実質的役員、経営関与者又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「**反社会的勢力**」といいます。）ではなく、かつ次の各号のいずれにも該当しないことを、現在及び将来に渡って表明し保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべ

き関係を有すること。

3. 貴社は、自ら又は第三者を利用して暴力的、威力的、威圧的、脅迫的、偽計的又はこれらに準ずるような不当な言動をしないことを表明し、保証するものとします。
4. 貴社は、反社会的勢力との取引関係を有してはならないものとし、万一、反社会的勢力との取引関係を有することが判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じるものとします。
5. 貴社は、本条の違反を理由に当社が第 19 条に基づき利用契約を解除した場合、当社に対し損害の賠償を請求することができないものとします。

第 17 条（期限の利益の喪失）

貴社が以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、当社に対し、直ちにその債務の全額を支払わなければならないものとします。

- (1) 利用契約の全部又は一部に違反したとき。
- (2) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。
- (3) 監督官庁から、事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- (4) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払停止若しくは支払不能状態に至ったとき。
- (5) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続若しくは民事再生手続その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含みます。）開始の申立があったとき、私的整理手続の開始があったとき、又はそれらのおそれがあるとき。
- (6) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、事業の重要な一部の分割、廃止若しくは変更をし、又は合併によらずに解散（法令に基づく解散を含みます。）したとき。
- (8) 法令に違反したとき、又は違反するおそれがある行為を行ったとき
- (9) 上記各号に定めるもののほか、利用契約を継続しがたい相当の事由が生じたとき。

第 18 条（契約期間）

1. 利用契約の有効期間は以下の通りとします。
 - (1) 月額利用料を支払って本サービスを利用する場合
次条に基づき解除されるか又は第20条に基づき解約されるまで
 - (2) 期間利用料を支払って本サービスを利用する場合
貴社における当該本サービスに係る対象建物の販売が終了するか又は第3項に基づき通知する当該期間利用料に係る期間（以下「**利用期間**」といいます。）の末日まで
2. 貴社が期間利用料を支払って本サービスを利用する場合、当該本サービスに係る対

象建物の販売が終了したときは、貴社は、当社に対し、遅滞なく、その旨通知するものとします。

3. 利用期間の末日は、本件画像データの完成後、当社から通知するものとします。

第 19 条（解除）

貴社が第17条各号のいずれかに該当する場合には、当社は、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

第 20 条（解約）

1. 貴社が利用契約の終了を希望される場合、書面又は電子的方法により当社に通知するものとします。
2. 利用契約は、前項の通知を当社が受けた月の末日をもって終了するものとします。

第 21 条（契約の終了に関する措置）

貴社は、利用契約が終了した場合は、当社の指示に従い、本件画像データの使用を直ちに終了するものとします。

第 22 条（本約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 に基づき、貴社の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとします。
2. 当社が、前項の変更を行う場合は、変更後の本約款の内容及び当該変更の効力発生日を貴社に通知又は公表するものとします。

第 23 条（存続条項）

利用契約の終了に関わらず、本約款第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 6 条、第 9 条乃至第 15 条（第 12 条については同条第 1 項に定める期間に限ります。）、第 16 条第 5 項、第 21 条並びに本条乃至第 26 条の規定は、引き続きその効力を有するものとします。

第 24 条（分離可能性）

本約款及び利用契約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能である場合であっても、本約款及び利用契約の他の条項が無効又は執行不能となるものではありません。また、裁判所において本約款及び利用契約のある規定が無効又は執行不能とされた場合には、当該条項は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第 25 条（準拠法）

本約款及び利用契約の準拠法は、日本法とします。

第 26 条（紛争解決）

本約款及び利用契約に定めのない事項並びに本約款及び利用契約の解釈につき疑義を生じた事項については、貴社及び当社の協議により解決するものとし、万が一協議により解決できない場合は、本約款及び利用契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

2019年6月10日 制定

2020年6月1日 改定